

羽島市農業委員会の農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦並びに募集要領

任期満了に伴い、次期農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

1 推薦及び応募の対象及び定数

- (1) 農業委員会委員 16人
- (2) 農地利用最適化推進委員 19人

農地利用最適化推進委員については、以下のとおり地区ごとの募集となります。

地 区	定員(人)
足近町・小熊町・新生町・正木町	7
竹鼻町・福寿町・江吉良町・舟橋町・堀津町	5
上中町・下中町・桑原町	7
合 計	19

2 推薦及び応募の期間

いずれも令和8年2月25日(水)から令和8年3月24日(火) 16時45分必着

3 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できるのは、次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
 - (2) 市の職員でない方
 - (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。
- A 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - B 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

4 推薦又は応募の方法

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者の推薦又は応募の方法は以下のとおりです。

- (1) 一般推薦(3人以上が推薦)(第1号様式)
- (2) 団体等からの推薦(第2号様式)
- (3) 個人応募(第3号様式)

「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、締切日までに羽島市役所本庁舎2階農業委員会事務局(51・52窓口)へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。(締切日必着)

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、農業委員会等に関する法律施行規則第6条及び12条の規定により公表の対象となります。

※推薦を受け又は応募していただいても、必ずしもこれらの委員候補者に確定するとは限らないのでご了承ください。

5 候補者の選考

(1) 農業委員会委員候補者

推薦若しくは応募による候補者の総数が16人を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、羽島市農業委員会委員選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。

(2) 農地利用最適化推進委員候補者

推薦若しくは応募による候補者の総数が19人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、羽島市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。

6 選定結果の通知

選定結果は、令和8年6月下旬までに本人宛に郵送で通知します。

7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 任期

(1) 農業委員会委員 任命の日（令和8年7月20日）から3年間

(2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員の任期満了の日まで

9 職務

(1) 農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項について合議体としての意思決定を行うほか、担い手への農地の集積・集約化の推進と地域計画に関する活動、遊休農地の防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項についての調査、活動記録簿の作成等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月初旬）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当地区における農地等の利用の最適化のため、担い手への農地の集積・集約化の推進と地域計画に関する活動のほか、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査及び遊休農地の防止・解消などを図るための農地利用状況調査、農業者が組織する団体等の話し合いの場への参加、活動記録簿の作成等が主な職務となります。定期的な会議は予定していませんが必要に応じて農業委員会の会議に出席し、報告等していただく場合があります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

10 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤地方公務員で、羽島市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

11 推薦及び応募の問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地 羽島市役所本庁舎2階 51・52窓口

羽島市農業委員会事務局 電話 058-392-1111（内線2632）